

外務省	国際協力機構
-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 技術協力 (研修員受入れ)	海外研修員受入事業の抜本的な見直し	23年度から実施	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。 ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・国別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。	2a	研修員受入事業の事業効果の検証に関しては、外務省は、研修事業を有識者による平成23年度ODA評価の対象とすることを決定し、23年7月に調査を開始した。本調査は、平成23年度中に報告書が提出される予定であり、同評価結果を踏まえて研修制度や運営方法の改善等について検討を行う計画。 また、以下の取組みにより、研修員受入事業に係る予算を22年度約148億円から23年度約129億円の縮減した。 ・研修コースのプログラム化に関しては、JICA関係部署による分野課題検討会を開催し、協力プログラムに基づく研修コースの改廃及び更新案を23年7月に決定した。その結果、23年度に更新期限を迎える113件の研修のうち84件の研修に関してはプログラム化の確認を了し、29件の研修については廃止することとした。26年度までには全ての研修コースの改廃が完了する予定。 ・長期研修に関しては、学位の取得を主目的としている長期研修については平成23年度から実施しないことを決定（22年度に実施済）した。また、既に来日中の当該研修員についても、25年度までには全ての研修が終了する予定。 ・国内研修旅行に関しては、広島や京都などの世界遺産の視察のように研修成果に直結しない文化視察的な研修旅行は、平成23年度から研修プログラムの中では実施しないことを決定（22年度に実施済）。また、著しく遠方の地域で研修を行う場合については、研修目的に照らして必要不可欠なものに限定するための仕組みを導入する。 ・短期の日本語研修に関しては、日中から夜間の実施に振替えることにより、研修期間を縮減することを決定（導入時期は平成24年1月を予定）。 ・平成24年度以降の国別研修の要望に対し、中進国を対象とする研修については、先方政府と研修費用の負担について協議し、可能な範囲で有償（コストシェアリング）により実施する。
	研修員手当のうち現金支給されている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち食費以外の名目（交通費、通信費等）で支給している生活費（1,580円/日）については、廃止を含めた見直しを行う。	1a	・研修員手当（日額）については、研修期間中の生活に必要な最低限の経費として、1,580円から998円に減額し（998円の積算内訳は、飲料水・衛生用品の購入費410円、洗濯費205円、通信費166円、交通費217円）、平成23年度に来日する研修員から適用（22年度に実施済）。この結果、22年度に支出した生活費総額約5.4億円が23年度は約3.4億円に削減できる見込み。
02 技術協力 (技術協力プロジェクト)	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。	2a	・機構内にタスクチームを設置し、一般競争入札（総合評価落札方式）導入のための検討を開始。現況分析、検討課題の洗い出し（22年度に実施済）。 ・23年度上期には、外部有識者グループの助言を得て制度設計を行う予定。その結果を踏まえ、下期に内部規定等を整備し、23年度内に試行導入を行う予定。 ・関心表明書の提出については平成23年7月1日公示分より廃止済。
03 技術協力 (開発計画調査型)	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。	2a	同上
04 有償資金協力				2b	【適正な案件形成】 ・新たに設置される「開発協力適正会議」については、財界・経済界、学界、言論界、NGO等からの専門家により構成され（外務省及びJICAからも出席）、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得る。本会議を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図る。 ・なお、同会議は震災後関係者間の調整に時間を要したが、今月中に第1回会議を開催予定。また、本年1月に外務省が発表した「戦略的・効果的な援助の実施に向けて」の中のPDCAサイクルの強化の一環として、JICAにおいて実施済の案件から得られた教訓等の反映状況を従来以上に入念に確認し、成果指標を定量化する取組を可能な限り実施。
05 無償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。	一部措置済	【事後評価の質の向上】 ・事後評価については、国際的に採用されているODA評価の視点（例えば、プロジェクトの目標が達成され受益者や対象社会に便益がもたらされているか（有効性）、プロジェクトの効果が協力終了後も持続しているか（持続性）等）に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助形態で共通の制度を構築し、評価の内容や質にばらつきがないよう、一貫した考え方による評価の実施に努めている。さらに、事後評価の際に、より精緻に把握・検証することによって、特に有益な教訓やモデルとなる事例などを得ることができると見込まれるテーマを含む案件については、同テーマに関して深く掘り下げた分析を行うこととし（例えば、貧困層に対する事業効果、複数の援助形態を活用した協力の効果等）、平成22年度着手分（23年度公表）より開始した（22年度に実施済）。これにより、類似案件の形成やさらなる事業効果発現により焦点をあて、事後評価の質の向上に取り組んでいる。平成23年度においても同方法を継続して実施する。

06	国民等の協力活動の促進及び助長（青年海外協力隊及びシニアボランティア）	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	23年度から実施	<p>青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わない。 ・経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。 	2a 一部措置済	<ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者5名およびオブザーバーとして関係省庁（外務省、文科省、厚労省、経産省）を含めた「JICAボランティア事業実施のあり方検討委員会」を設置、JICAボランティア事業の実施の方向性を検討するために委員会を5回開催した。また同時並行的に以下の見直しを実施した（22年度に実施済）。 ①各国毎に大使館、JICA、JBIC、JETRO等関係機関で構成される「現地ODAタスクフォース」で協議を行うなど、案件審査体制を強化した。また、要請から派遣までに先方機関の要請内容に変更等がないか、現地事務所による定期的な現地の意思確認を強化した。 ②資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わないこととし、従来は求められる資格、能力等が分かりづらかった村落開発普及員、青少年活動、感染症対策、エイズ対策、環境教育の案件については、活動に求められる資格や能力等を募集要項に詳細に記載することとした。 ③22年度は生花、編物、文化、パレエの文化交流職種を廃止した。「あり方検討委員会」の結果も踏まえ、引き続き職種の見直し等を検討する。 ・経済発展の進む国への派遣については、必要性を総合的に十分検証した上で、職種の絞り込みなど、適切な策を講じていく。 ・外務省が発表したボランティア事業に係る政策ペーパーを踏まえつつ「あり方検討委員会」での検討を取りまとめ、報告書を公表した（23年8月）。
		青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な縮減	23年度から実施	<p>青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に縮減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・説明会については、回数を縮減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直す。 ・二次試験で発生する受験者への旅費支給方法を見直し、支給額の大幅な削減を行う。 	2a 一部措置済	<ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体の募集資料（募集要項や事業概要パンフレット）について、記載内容の簡素化を図り、情報量及びページ数を削減した。またウェブサイトへの誘導文を随所に記載し、ウェブへの誘導強化を図った（22年度に実施済）。 ・募集説明会の回数について、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの募集説明会の合同化等により平成22年度の実績539回から約55%の削減を図り、平成23年度は242回の計画とした。またJICAの国内機関の利用回数を約21%増加させ、H22実績48回からH23年度は58回の計画とした（22年度に実施済）。これらの結果、23年度の会場借用代等の経費約4000万円を節減できる見込み。 受験者への旅費支給方法を次のとおり見直した（平成23年度春募集から適用）。 ・東京、神奈川、千葉、埼玉からの二次試験受験者は全て自己負担。 ・沖縄及び離島については、領収書と半券の提出を以って航空賃実費の2/3を補助。 ・その他は、現住所のある県庁所在地の駅から東京駅までの鉄道運賃の2/3を補助。 なお、平成22年度から、宿泊費については支給せず、希望者に対してJICA国際センターでの宿泊を認めることとしている。
		国内積立金の抜本的な見直し	23年度から実施	<p>帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内積立金（2年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。</p>	1a	<p>国内積立金制度を廃止し、新たに本邦支出対応手当、帰国初動生活手当、帰国社会復帰手当で構成される国内手当制度を構築し、ボランティアの状況にあわせ各手当の支給の可否を決定することとした（22年度に実施済）。この結果、22年度までに派遣された受給対象者は、2年間で受給総額約250万円であったが、23年度から派遣された受給対象者は、その対象手当に応じて、受給総額は140～212万円となった。予算削減総額は、23年度は約2.1億円、平年度化する25年度には約8.7億円の予定（22年度の派遣規模が25年度まで不変と仮定した場合の試算）。</p>
07	国民等の協力活動の促進及び助長（草の根技術協力）	草の根技術協力の効果的な実施	22年度から実施	<p>草の根技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。</p>	2a	<ul style="list-style-type: none"> ・草の根技術協力事業の実施効果を高めるために、評価スキーム見直しタスクフォースを設置し、事業改善のための検討を行った（22年度に実施済）。 ・評価スキーム見直しタスクフォースで導き出された提案（NGO等への事前研修の拡充、採択内定団体への事前説明会、実施中案件のモニタリングの改善、新たな終了時評価項目の導入）を試行的に実施に移す（23年度下期）。
08	海外移住者に対する援助、指導等	日系人への日本語教育に対する支援事業の移管	23年度中に実施	<p>日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を得る。</p>	2a	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流基金への移管により効率の向上を図ることができるか、関係部署・機関と検討・協議中（平成23年度第3四半期）。
		先進地農業研修等の営農普及事業の廃止	22年度中に実施	<p>海外移住者への支援を目的に実施してきた営農普及事業を廃止する。</p>	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者への影響に十分配慮しつつ、予算規模は、削減計画通り平成18年度予算に対し80%減じたが、実際には移住者の団体からの申請がなかったため、助成の実績はなく、ブラジルでの先進地農業研修、農協職員実務研修および農業専門家派遣のみ実施（22年度に実施済）。 ・22年度をもって事業を廃止済。
		日系個別研修の事業規模の見直し	24年度から実施	<p>日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。</p>	3	<p>日系長期個別研修の受入人数等の規模縮減を検討する（平成23年度第3四半期）。</p>
09	災害援助等協力	国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施	22年度から実施	<p>国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。</p>	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・国際緊急援助隊・救助チームの中期訓練計画（5ヶ年）を策定、5つの訓練コースを新たに開発・導入することにより訓練を大幅に拡充した。医療チームについては手術機能拡充に向けて機材を選定した。麻酔薬を携帯できる体制についても整備し、輸出シミュレーションを実施した。（なお、救助チームについては2010年3月に国際捜索救助諮問グループから最高ランクであるヘビー級に認定された。）
10	人材養成確保	修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化	23年度から実施	<p>海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。</p>	2a	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の長期研修制度の抜本的な見直しを行い、国・都道府県職員を対象外とした。専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修終了後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化等、具体的なあり方を検討中。 ・新制度に基づいた募集・選考を23年度下期に実施する予定。
		ジュニア専門員のOJT研修の廃止	23年度中に実施	<p>機構職員の業務を代替する研修を廃止する。</p>	2a	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の代替と見なされないよう、従来のジュニア専門員制度の抜本的な見直しを行ない、職員の指導のもとで実務研修を行うほか、海外及び国内の国際協力現場における実習、専門能力強化のための各種講義の受講等を組み合わせるなど、制度のフレームワーク、処遇等、具体的なあり方を検討中。 ・新制度に基づいた募集を23年度中に実施する予定。

11	調査・研究 (調査)	一般競争入札の実施	協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係見直し」に再掲。）。	2a	項目02に同じ。
	調査・研究 (研究)	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用の推進	研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を更に推進する。	2a 一部措置済	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果に関する第三者評価を行うため、学識経験者、国際機関経験者やNGO関係者など計5名から成る第三者評価委員会を立上げ、研究所設立来2年半の研究成果を対象として第一回会合を23年5月23日に開催した。今次委員会の評価結果・提言（詳細は研究所HPにて公開済）を受けて、今後適切な対応措置を講じていくとともに、引き続き定期的に評価を受けて研究所運営に反映させていく予定。 アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を推進中。 研究機関連携については、引き続き内外との共同研究を実施する過程で強化していく方針。特に世界銀行や米国ブルッキングス研究所など開発潮流の形成に強い影響力を有する機関との間での取り組みを積極的に推進する。これまで世銀とは気候変動やアフリカの産業集積に関する共同研究を行い、また、世銀の発行する『世界開発報告書』に対し基礎資料を提供した。ブルッキングス研究所とは、（韓国KOICAとともに）開発効果に関する共同研究を行い、OECD開発援助委員会（DAC）会合において提言を行なった他、成果を英文書籍として発刊。
		援助実績の情報発信及び事業で得られた課題の確実な反映	援助実績の外部への情報発信を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年9月から事業評価の情報をホームページ上で検索するためのデータベースを構築、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価教訓・提言等を積極活用できるよう右データベース上への情報蓄積と公開を開始した（平成22年度実施済）。また、平成22年10月に立ち上げた「ODA見える化サイト」において、事業評価を含む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている。 また、事業評価に関する情報共有を強化するため、評価部門と事業実施部門との連絡会の設置などの取り組みを行っている。 国際協力や評価に関する外部専門家で構成される事業評価外部有識者委員会を通じ、評価の質の向上、評価結果の着実なフィードバックの方法等につきアドバイスを受けた（平成22年度実施済）。平成23年度も同委員会を通じ、継続してアドバイスを受ける。
12 附帯事業等	広報事業の効率的実施	23年度から実施	広報事業については、引き続き経費の縮減に努め、開発協力の現場や具体的な事業を伝える政府のODA広報について、原則として本法人に集約化し、効率的に実施する。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 外務省との定期協議等を通じて、外務省広報とJICA広報の連携を強化しつつ、業務の重複を回避。具体的には、外務省の見える化サイトのJICAへの一元化などを進めることにより、引き続き広報を効率的に実施（22年度に実施済）。 引き続き、外務省広報との連携を強化しつつ、見える化サイトの拡充や国際協力推進協会（APIC）の国際協力プラザ事業の一部機能の地球ひろばへの統合などを進める（23年度）。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
13	不要資産の国庫返納	区分所有の保有宿舍	22年度以降実施	区分所有の保有宿舍をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真に必要な宿舍数を精査し、宿舍が不足する場合には、借上宿舍により必要最小限の戸数を充当する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度売却予定物件51戸については売却手続きを終了した（22年度に実施済）。 通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付した（23年6月）。
					2a	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度売却予定物件38戸については、東日本大震災の避難先候補として提供していたが、候補の指定から解除され、現在売却手続き中。
		勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館	23年度中に実施	勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行った（22年度に実施済）。 通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付した（23年6月）。
		広尾センター	24年度以降実施	広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 24年度以降の国庫納付及び機能移転について決定済（24年9月を目処に移転予定）。詳細方針につき、関係者との調整に着手（22年度に実施済）。 移転方針を策定し、設計・工事調達を行う（23年度以降）。
		財団法人日本国際協力センターの内部留保	22年度以降実施	本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 財団法人日本国際協力センターは、研修監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受託事業に係る「実費弁償による事務処理の受託等」にかかる申請を取り下げ（税制上の優遇措置を返上）、同申請により課税対象外とされていた平成19年度以降の受託事業に係る法人税等として3.2億円を内部留保から国庫等に納付した（平成23年2月）。
		施設整備資金	23年度以降実施	施設整備資金については、平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度中に、広尾の機能移転、大阪の移転等に要する経費のうち資金的支出にかかる必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。
18	ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止	23年度中に実施	ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ODA卒業国となったサウジアラビア事務所は23年3月末に閉鎖（22年度に実施済）。 現在、対象国なし。 	
19	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統廃合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について合意（22年度に実施済）。今後、同一都市に他の法人の事務所が所在している28箇所について、共用化の可能性について個々に情報共有を図り、3省間で会議を開催する等検討を進める。
		麻布分室の処分	23年度中に実施	麻布分室を処分する。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 23年度中の施設処分のため、売却入札及び研修機能移転に向けて準備・手続きを進める。
		国際センター	23年度以降実施	国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 大阪・兵庫の統合について決定済。詳細方針につき、関係者との調整に着手。北海道2拠点については地元との調整に着手（22年度に実施済）、23年8月に所長ポストを1つ削減済。 大阪・兵庫の統合に向けて設計・工事調達を進める。北海道2拠点についてはJICAとして地元との調整中。東京・横浜についても、あり方について検討を行う（23年度以降）。

22	取引関係の見直し	契約に係る情報公開の徹底	23年度から実施	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人）と契約をする場合には、機構からの再就職の状況（氏名・役職及び機構における最終職歴等）、機構との取引等の状況（直近3か年の会計年度ごとの取引高、一者応札（応募）か否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。	2a	・「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、平成22年11月以降の契約に適用した。具体的には、JICAにおいて役員を経験した者が再就職している法人又はJICAにおいて部長相当職以上の職位を経験し、かつ受注者の取締役である者が存在する法人との契約にあつては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職及びJICAにおける最終役職並びに直近の会計年度における発注者と受注者との取引高をHP上に公表することとした（22年度に実施済）。 ・平成22年11月公示分から導入済みの情報公開制度について、23年3月31日現在のJICA役職員在籍状況の確認結果に基づき、ホームページで公表済。また、平成23年7月以降は、6月に行政改革推進室から示された統一の指針及び左記具体的内容に基づいた制度を整備し、公表を行う。	
23		関連法人の利益剰余金等のうち、不要なものについて、国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。	2a	各関連公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の有無について聴取する（平成23年度）。	
24		一般競争入札への移行		23年度以降実施	「JICAボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規模の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。	2a	・平成22年度にJICAボランティア事業支援契約を、①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一般競争入札に移行した。（22年度に実施済）。 ・①募集支援業務については、平成23年度契約において、募集説明会の回数減や国内センターの活用により、発注規模を見直した（23年度に実施済）。平成24年度契約においては、一般競争入札へ移行予定。
25				23年度から実施	各国際センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費削減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行う。	2a	・建物管理契約について、契約相手方を切り替える時期が到来する国内機関から順次一般競争入札（総合評価落札方式）に移行（平成22年度下半期～）。 ・また、横浜国際センターにおいて建物管理契約における契約単位の分割化の試行と検証を行った（入札結果の検証は終了、サービスの質の検証は契約期間満了まで（平成25年度））。加えて、23年度以降に一般競争入札（総合評価落札方式）に移行する国内機関の中から1ヶ所選定し、横浜国際センターと同様の分割化の試行と検証を行う予定。
26				24年度から実施	日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。	2a	24年度契約について一般競争入札の方法により実施するため、契約内容等を検討中。
27				23年度から実施	技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争（プロポーザル方式）の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。（再掲）	2a	項目02に同じ。
28		人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	ラスパイレス指数が高いことから、これを確実に引き下げするため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。	2a	・勤務地限定・職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施中。 ・現行中期計画の最終年度（平成23年度）までの目標（地域・学歴勘案109.8）を平成22年度に達成済だが、引き続き、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、地域・学歴勘案の対国家公務員指数の引き下げに努める。
29	在動手当の見直し		22年度中に実施	外部有識者による検証を踏まえ、在動手当の見直しを行う。	2b	外部有識者で構成されるアドバイザー・グループを設置し、22年度中に2回の検討会を開催した。最終の「検討会」（平成23年7月26日開催）を踏まえ、現在、見直し方針の取りまとめ作業中。	
30	組織体制の整備	研修監理業務等の実施	23年度から実施	財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。	2a	・専門家等派遣支援業務を直営化（平成23年4月）。 ・研修監理業務を直営化するため、業務内容・移行手順に係る調整・協議を日本国際協力センターと実施中（平成24年1月以降実施予定）。	
31	業務運営の効率化等	機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施	本部事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り縮減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費縮減を図る。	2a	全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく広尾センター及び本部機能の一部の研究所への移転につき決定済。詳細検討中。	
32		訓練所の業務の効率的な実施	23年度以降実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。	2a	・締結済みの「JICAボランティア訓練・研修支援業務」委託契約の業務内容、特に訓練所での語学に関する業務について、JICA職員、JICA語学講師、業務委託先との間で重複している業務や役割分担の整理調整を行い、平成23年度からの契約に反映させることとした（22年度に実施済）。 ・左記の見直しの結果、平成23年度契約では駒ヶ根及び二本松の両訓練所に各13名ずつ配置されている委託先スタッフのうち語学担当者の人員を各2名ずつ削減した（23年度に実施済）。 ・次回契約相手方を選定する平成25年度には、効率性と競争性を高めるため、業務内容及び入札参加要件の抜本的見直しを24年度上期までに行う。	